

令和6年10月27日

各位

豊前市選挙管理委員会

最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の交付誤りについて

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査において、下記のとおり投票用紙の交付誤りが発生しましたので報告します。

記

1. 経緯

10月27日(日)午前11時40分頃、豊前市第6投票所(昭和町会館)において、最高裁判所裁判官国民審査投票用紙の残枚数が1枚不足していることに事務従事者が気付いたため、調査、確認を行った結果、1名の選挙人に対し2枚の投票用紙を交付した可能性があることが判明した。

2. 原因

投票用紙は、事務従事者が選挙人に直接手渡しで交付を行っているが、交付時の確認が不十分であったと考えられる。

3. 投票の取扱い

投票された投票用紙は、白紙投票はすべての裁判官の罷免を可としない投票として有効とし、×の記号が正しく記載された投票は、その裁判官の罷免を可とし、その他の裁判官の罷免を可としない投票として有効として取り扱われる。

4. 今後の対策について

市選挙管理委員会より直ちに、市内全投票所に対し注意喚起を行い、再発防止を徹底した。また、今後執行される選挙においては、事務従事者説明会等において本事例の周知を行い、再発防止を徹底する。

お問合せ先

豊前市選挙管理委員会

電話 0979-82-8006